

非課税の対象となる償却資産の例(一部抜粋)

☆ 対象資産については、各種法令でより詳細に規定されています。
具体的な資産の適否については資産税課までお問い合わせください。

	対象資産	所有者
地方 税 法 第 3 4 8 条 関 係	直接保育又は教育の用に供する固定資産	・学校法人 ・私立学校法第64条第4項の法人
	寄宿舎において直接その用に供する固定資産	・学校法人 ・私立学校法第64条第4項の法人
	幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	・公益社団(財団)法人 ・宗教法人 ・社会福祉法人
	医療関係者養成所において直接教育の用に供する固定資産	・公的医療機関 ・社会医療法人 ・公益社団(財団)法人 ・社会福祉法人 ・非営利型一般社団(財団)法人 など
	保護施設の用に供する固定資産	社会福祉法人
	小規模保育事業の用に供する固定資産	・社会福祉法人 ・小規模保育事業の認可を得た者
	児童福祉施設の用に供する固定資産	・社会福祉法人 ・公益社団(財団)法人 ・医療法人 ・学校法人 など
	認定こども園の用に供する固定資産	・学校法人 ・社会福祉法人 など
	老人福祉施設の用に供する固定資産	・社会福祉法人 ・健康保険組合 ・公益社団(財団)法人 など
	障害者支援施設の用に供する固定資産	社会福祉法人
	社会福祉事業の用に供する固定資産	・社会福祉法人 ・公益社団(財団)法人 ・医療法人 ・健康保険組合 など
	包括的支援事業の用に供する固定資産	包括的支援事業の委託を受けた者
	利用定員6名以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産	事業所内保育事業の認可を得た者
日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産	日本赤十字社	